

第 1 次～第 15 次一括法による権限移譲等に係る区の対応について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 1 次～第 15 次）等の施行に伴い、条例を整備（新設・改正）する必要があるものについて、区の対応は以下のとおりである。

1 地方分権改革推進委員会の勧告に基づき成立した法律への対応

No	法令名	区分	次	条例で規定する 主な内容	条例名称	整備 時期
1	介護保険法		1	条例で引用している法律の条項を整備する。	練馬区介護保険条例 (改正)	平成 24 年第二回例会
2	墓地、埋葬等に関する法律	権限移譲	2	墓地等の許可事務等に係る、墓地等の構造設備および管理の基準その他必要な事項を条例で定める。	練馬区墓地等の経営の許可等に関する条例 (新設)	
					練馬区まちづくり条例 (改正)	
3	理容師法	権限移譲	2	理容の業および理容所に係る衛生措置基準ならびに理容所以外の場所で理容の業を行うことができる場合等について条例で定める。	練馬区理容師法施行条例 (新設)	
4	美容師法	権限移譲	2	美容の業および美容所に係る衛生措置基準ならびに美容所以外の場所で美容の業を行うことができる場合等について条例で定める。	練馬区美容師法施行条例 (新設)	
5	クリーニング業法	権限移譲	2	クリーニング業を営む者が講ずべき措置の基準等を条例で定める。	練馬区クリーニング業法施行条例 (新設)	

№	法令名	区分	次	条例で規定する 主な内容	条例名称	整備 時期
6	旅館業法	権限移譲	2	施設の設置場所について法で定める意見を求める対象としての社会教育施設で学校および児童福祉施設に類するものの指定、施設の構造設備の基準、衛生措置の基準、ならびに宿泊を拒むことができる事由等を条例で定める。	練馬区旅館業法施行条例（新設）	平成24年 第一回例会
7	公衆浴場法	権限移譲	2	公衆浴場の配置基準ならびに衛生および風紀に必要な措置の基準等を条例で定める。	練馬区公衆浴場法施行条例（新設）	
8	興行場法	権限移譲	2	興行場の構造設備等および衛生措置の基準等を条例で定める。	練馬区興行場法施行条例（改正）	
9	都市計画法		1	条例で引用している政令の条項を整備する。	練馬区まちづくり条例（改正）	
10	景観法		2	条例で引用している法律の条項を整備する。	練馬区景観条例（改正）	
11	公営住宅法	緩和 (参酌すべき基準)	1	公営住宅の同居親族要件を条例で定める。 公営住宅法施行令の改正に伴い、条例の規定を整備する。	練馬区営住宅条例（改正）	
					練馬区立高齢者集合住宅条例（改正）	
					練馬区立密集住宅市街地整備促進事業用住宅条例（改正）	
12	工場立地法	権限移譲	2	緑地面積率等に係る地域準則を条例で定める。	練馬区工場立地法地域準則条例（新設）	平成24年 第四回例会
13	社会福祉法	権限移譲	2	理事証明書および税額控除証明書の発行手数料の徴収に関する事項を条例で定める。	練馬区事務手数料条例（改正）	

№	法令名	区分	次	条例で規定する 主な内容	条例名称	整備 時期
14	介護保険法	緩和 (従うべき 基準) (標準) (参酌すべ き基準)	1 ・ 2	以下の基準を条例で定める。 ①指定地域密着型サービスに従事する従業者の基準ならびに設備および運営に関する基準 ②指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者の基準ならびに設備および運営に関する基準 ③指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に係る基準 ④指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の資格要件に係る基準 ※ ③・④は「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」による。	練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例（新設） 練馬区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（新設）	平成24年第四回例会
15	医療法	緩和 (従うべき 基準)	2	診療所に置く専属の薬剤師の配置の基準について、条例で定める。	練馬区診療所における専属の薬剤師の配置の基準に関する条例（新設）	
16	食品衛生法	緩和 (従うべき 基準)	2	食品衛生検査施設の設備および職員の配置に関する基準を条例で定める。	練馬区食品衛生検査施設の設備および職員の配置の基準に関する条例（新設）	
17	公営住宅法	緩和 (参酌すべ き基準)	1	条例で引用している法律の条項を整備するとともに、公営住宅等の整備基準および公営住宅の入居者資格における収入条件としての収入基準を条例で定める。	練馬区営住宅条例（改正） 練馬区立高齢者集合住宅条例（改正） 練馬区立密集住宅市街地整備促進事業用住宅条例（改正）	

№	法令名	区分	次	条例で規定する 主な内容	条例名称	整備 時期
18	道路法	緩和 (参酌すべき基準)	1 ・ 2	以下の基準を条例で定める。 ①特別区道の構造のうち政令で定めるものを除いた技術的基準 ②特別区道の道路管理者が設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法 ③道路附属物の自動車駐車場または自転車駐車場（以下「自動車駐車場等」という。）で、駐車料金を徴収している自動車駐車場等に設ける標識の設置基準	練馬区が管理する特別区道の構造の技術的基準に関する条例（新設） 練馬区が管理する特別区道に設ける道路標識の寸法を定める条例（新設） 練馬区自動車駐車場または自転車駐車場の駐車料金等を表示する標識に関する条例（新設）	平成25年第一回定例会
19	都市公園法	緩和 (参酌すべき基準)	2	都市公園の配置および規模に関する技術的基準ならびに都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積総計の敷地面積に対する割合を条例で定める。	練馬区立都市公園条例（改正）	
20	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	緩和 (参酌すべき基準)	2	移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準および特定公園施設の設置に関する基準を条例で定める。	練馬区福祉のまちづくり推進条例（改正）	
21	都市計画法	権限移譲	2	東京都から10ha以上の風致地区の都市計画決定の権限が移譲されることに伴い、条例を新設する。	練馬区風致地区条例（新設）	平成25年 第四回定例会

№	法令名	区分	次	条例で規定する 主な内容	条例名称	整備 時期
22	介護保険法	緩和 (従うべき 基準) (参酌すべ き基準)	3	以下の基準を条例で定める。 ①指定介護予防支援等の事業の人員 および運営に関する基準 ②指定介護予防支援事業者の指定に 関する基準	練馬区指定介護予 防支援等の事業の 人員および運営な らびに指定介護予 防支援等に係る介 護予防のための効 果的な支援の方法 等の基準に関する 条例 (新設)	平成 27 年 第 一 回 例 会
				地域包括支援センターの人員およ び運営に関する基準を条例で定め る。	練馬区地域包括支 援センターの人員 および運営の基準 に関する条例 (新 設)	
23	医薬品、医療機 器等の品質、有 効性及び安全性 の確保等に関す る法律	権限移譲	3	高度管理医療機器等（コンタクト レンズ等）の販売業および貸与業の 許可等の事務に係る手数料を条例で 定める。	練馬区医薬品、医 療機器等の品質、 有効性及び安全性 の確保等に関する 法律の事務に係る 手数料に関する条 例 (改正)	

※「次」・・・第1次・第2次・第3次一括法の別

2 提案募集方式に基づき成立した法律への対応

№	法令名	区分	次	条例で規定する 主な内容	条例名称	整備 時期
1	建築基準法	緩和 (参酌すべ き基準)	5	建築審査会委員の任期を条例で定 める。	練馬区建築審査会 条例 (改正)	平成 28 年 第 一 回 例 会
2	公営住宅法	緩和	7	区営住宅もしくは高齢者集合住宅 の入居者が、認知症等の理由により 毎年度の収入報告が困難な場合は、 入居者の雇主、取引先その他の関係 人に報告を求める方法または、区が 官公署から必要な書類を閲覧する等 の方法により、当該入居者の収入を 把握し、住宅の使用料を定めること ができる規定を新設。	練馬区営住宅条例 (改正) 練馬区立高齢者集 合住宅条例 (改 正)	平成 30 年 第 一 回 例 会

№	法令名	区分	次	条例で規定する 主な内容	条例名称	整備 時期
3	災害弔慰金の支給等に関する法律	緩和	8	災害援護資金の貸付けに係る利率について、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は年3パーセント以内で練馬区規則で定める率とする。	練馬区災害弔慰金の支給等に関する条例(改正)	令和元年 第1回区議会
4	建築基準法	緩和	12	仮設建築物の建築の許可および既存の建築物を一時的に他の用途に変更して使用する場合の制限の緩和に係る許可について規定する建築基準法の項番号が繰り下がったため、規定の整備を行った。	練馬区建築基準法等の事務に係る手数料に関する条例(改正)	令和四年 第1回区議会
5	建築基準法	緩和	14	建築基準法の項番号にずれが生じたため、整備を行う。	練馬区建築基準法等の事務に係る手数料に関する条例(改正)	令和六年 第1回区議会

※「次」・・・第5次・第7次・第8次・第12次・第14次一括法の別

※ 区分の凡例

1 権限移譲

国、都道府県から区市町村への事務・権限の移譲等に係るもの

2 緩和

義務付け・枠付けの見直し等、地方に対する規制緩和の推進に係るもの

義務付け・枠付けの見直しにより施設管理の基準等が条例に委任される場合、条例制定に関する国の基準の類型として以下の①～③も記載している。

① 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

② 標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

③ 参酌すべき基準

地方公共団体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの